

カンボディア王国
ジェンダー政策立案支援計画
実施協議報告書

平成14年12月

国際協力事業団
社会開発協力部

序 文

カンボディア王国では25年にわたる内戦に多くの人々が巻き込まれ、その結果、女性が全人口の52%、25歳以上の人口の60%を占めるに至っています。したがって、本来ならば社会経済の復興に女性が果たすべき役割は極めて重要ですが、カンボディア王国では男性に比べて女性の地位は低く、多くの困難に直面しているため、復興の役割を担えるような状況にはありません。

こうした現状を打開すべく、カンボディア王国政府は1992年に女性差別撤廃条約を批准、1993年には男女平等を謳った憲法を制定しました。また、1998年には女性・退役軍人省を設立、政策のすべてにジェンダーの視点を組み入れることを明確に打ち出し、さらに、2000年にはカンボディア国家女性評議会(CNCW)を発足させました。

しかし、女性・退役軍人省の職員は政府行政機関として取り組むべき課題には精通しておらず、ジェンダーの視点に立った政策提案がなかなかできないでいます。そこでカンボディア王国政府は我が国に対して、女性・退役軍人省の職員のジェンダー政策立案能力を強化するための技術協力を要請してきました。

これを受けて国際協力事業団は、2001年1月に基礎調査団を、2002年1月と8～10月に事前評価調査団を派遣して、案件実施の妥当性を検討してきました。また、2001年1月からはパイプライン専門家を派遣して案件形成を図ってきました。その結果、案件実施の妥当性が確認されたので、実施協議を行うための調査団を派遣することとなりました。

本報告書は、その協議のあらましをまとめたものです。ここにご協力を頂きました関係各機関に謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成14年12月

国際協力事業団

理事 泉 堅二郎

目 次

序 文
目 次
略語表
地 図
写 真

第1章 実施協議の概要	1
1 - 1 実施協議調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団の構成	1
1 - 3 調査日程	1
1 - 4 主要面談者	2
第2章 要 約	3
第3章 実施協議結果	5
3 - 1 プロジェクト概要	5
3 - 2 プロジェクト実施体制	6
3 - 3 プロジェクト評価	6
3 - 4 プロジェクト実施期間	6
3 - 5 ジェンダー・リソース・センター	6
第4章 プロジェクト開始後の留意点	8
4 - 1 ジェンダー・リソース・センター	8
4 - 2 援助調整	8
4 - 3 政策立案から実施に係るメカニズム	8
付属資料	
1 . Record of Discussions(R / D)	11
2 . Minutes of Meetings(M / M)	24
添付資料	
事前評価資料	39

略 語 表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
CDC	Council for Development of Cambodia	カンボディア開発評議会
CNCW	Cambodia National Council for Women	カンボディア国家女性評議会
CWCC	Cambodian Women's Crisis Center	
FAO	Food and Agriculture Organization of the UN	国連食糧農業機関
GAD / C	Gender and Development	ジェンダーと開発
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
MoEYS	Ministry of Education, Youth and Sport	教育・青年・スポーツ省
MoSALVY	Ministry of Social Affairs, Labour, Vocational Training and Youth Rehabilitation	社会福祉省
M / M	Minutes of Meetings	協議議事録、ミニッツ
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NIS	National Institute of Statistics	国家統計局
PADV	Project Against Domestic Violence	女性への暴力対策プロジェクト
PO	Plan of Operation	活動計画
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略ペーパー
PTC	Provincial Technical Center	教育省州職業訓練センター
R / D	Record of Discussions	討議議事録
SEDP II	The Second Socio-Economic Development Plan	第2次国家社会経済開発計画 2001～2005
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口活動基金
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連婦人開発基金
WID	Women in Development	開発と女性



討議議事録 (R/D) 署名
(正面左)

カ石JICAカンボディア事務所長

(正面右) H. E. Mu Sochua

女性・退役軍人省大臣



コンポンチャム州

女性・退役軍人局



コンポンチャム州

女性開発センター内訓練風景

第1章 実施協議の概要

1-1 実施協議調査団派遣の経緯と目的

カンボディア王国(以下、「カンボディア」と記す)では女性が25歳以上の人口の60%以上を占め、社会経済の復興・開発に重要な役割を果たすこととなったが、男性に比べてその社会経済的地位は低く、多くの困難に直面している。このような課題に取り組むために、カンボディア女性・退役軍人省(以下、「女性省」と記す)は1999年に5か年計画を作成し、政府内の政策や開発計画・事業のすべてにジェンダー視点を組み入れ、十分な配慮をすること(ジェンダー主流化)を主方針に、政策提言・調整を省の主要任務として打ち出した。

しかしながら、女性省は、現実には、政策提言・調整を行う行政機関としてジェンダー主流化を推進する能力が不足しており、上記主要任務を十分に果たせていない状況にあった。そこでカンボディア政府は我が国に対して、「女性省職員を対象としたジェンダー統計収集・分析 政策立案 政策実施 評価」というジェンダー主流化のためのメカニズム構築を目的とした技術協力を要請してきた。

これを受けて当事業団は、2001年1月には基礎調査団を、2002年1月及び8～10月には事前評価調査団を派遣し、案件の妥当性を検討してきた。また、2001年1月からはパイプライン専門家を派遣し、案件形成を図ってきた。今般、案件実施の妥当性が確認されたため、本件に係る実施協議を行うことを目的として、実施協議調査団を派遣することとなった。

1-2 調査団の構成

中村 さやか 援助調整 JICA社会開発協力部 社会開発協力第一課

1-3 調査日程

2002年12月15日(日)～12月19日(木)

月日	時間	業務内容	場所
12月15日	20:00～22:00	パイプライン専門家等との打合せ	専門家執務室
12月16日	10:00～12:00	実施協議に係る資料作成	JICA事務所
	14:00～16:00	パイプライン専門家との打合せ	女性省
	16:00～18:00	JICA事務所打合せ	JICA事務所
12月17日	10:00	女性省大臣との協議	女性省
	15:00	女性省との実施協議	女性省
12月18日	終日	コンボンチャム州女性・退役軍人局(以下、「女性局」)訪問	コンボンチャム
12月19日	11:00	JICA事務所報告	JICA事務所
	13:00～15:00	パイプライン専門家等との打合せ	専門家執務室
	15:00	日本国大使館報告	日本国大使館

1 - 4 主要面談者

(1) Ministry of Women's and Veterans' Affairs(女性・退役軍人省)

H. E. Mu Sochua	Minister
H. E. You Ay	Secretary of State
H. E. Keth Sam Ath	Under Secretary of State
Ms. Chhoy Kimsor	Deputy Director, Department of Planning and Statistics

(2) Provincial Department of Ministry of Women's and Veterans' Affairs/Kampong Cham (コンポンチャム州女性・退役軍人局)

Mrs. Leng Sokha	Deputy Director, Economic Empowerment, Credit
-----------------	---

(3) Women's Development Center of Kampong Cham(コンポンチャム州女性開発センター)

Mrs. Am Ryn	Director
-------------	----------

(4) Council for Development of Cambodia(カンボディア開発評議会)

安達 一	専門家(カンボディア開発評議会 / 援助調整)
------	-------------------------

(5) 在カンボディア日本国大使館

花園 千波	専門調査員
-------	-------

(6) JICAカンボディア事務所

力石 寿郎	所長
原 智佐	次長
野々口敦子	企画調査員

第2章 要 約

以下の案件概要にて女性省と実施協議を行い、討議議事録(R/D)の締結に至った。

(1) プロジェクト名：ジェンダー政策立案支援計画

(The Project of Gender Mainstreaming and Policy Development through Upgrading Information and Research Capacity)

(2) プロジェクト実施期間

プロジェクト開始を2003年4月1日とし、協力期間を5年とした。

(3) プロジェクト目標

「女性省の政策立案に関する能力向上が図られ、カンボディア政府においてジェンダー主流化推進の効果的メカニズムが構築される」

(4) 成 果

- 1) ジェンダー情報整備・統計分析に係る能力強化、ジェンダーに配慮した政策の立案・実施・モニタリング・評価等の能力向上により、女性省計画統計局の機能が強化される。
- 2) 女性省と、関連省庁、州女性局、NGO、研究機関等の関連機関の間にネットワークが構築される。

(5) 投 入

- 1) 日本側：総費用 約4億円
 - ・長期専門家：3名(ジェンダー政策、ジェンダー統計、政策実施)
 - ・短期専門家：4～5名/年(ジェンダー調査、ジェンダー政策立案、モニタリング・評価システム等)
 - ・カウンターパート研修：2～3名/年(ジェンダー統計、ジェンダー政策等)
 - ・機材供与等：6,000万円
- 2) カンボディア側
 - ・施設提供、運営維持経費、カウンターパートの配置等

(6) プロジェクト実施機関

カンボディア側実施機関を女性省とし、省内からプロジェクト実施担当者を選出することと

した。

(7) ジェンダー・リソース・センター

事前評価調査にて懸案となっていた「ジェンダー・リソース・センター」の建設に関しては、カンボディア側のフィージビリティが確認されれば、プロジェクト開始後の検討もあり得るとした。

検討すべき条件として、センター建設の趣旨がプロジェクトのマスタープランの一部と位置づけられること、プロジェクト本体の活動が活動計画(PO)にのっとり順調に進捗すること、1年目の活動成果である、女性省におけるジェンダー統計整備がなされること、センター建設後、カンボディア側のセンター運営・管理等の必要な能力が確認されることをあげた(ミニッツに記載)。

第3章 実施協議結果

実施協議を行った結果、カンボディア側と合意に至った内容は以下のとおりである。

3 - 1 プロジェクト概要

(1) プロジェクト名：ジェンダー政策立案支援計画

(The Project of Gender Mainstreaming and Policy Development through Upgrading Information and Research Capacity)

(2) プロジェクト目標

「女性省の政策立案に関する能力向上が図られ、カンボディア政府におけるジェンダー主流化推進の効果的メカニズムが構築される」

指 標

- 1) 構築されたジェンダー主流化メカニズムを通じて策定された、関係省庁におけるジェンダー配慮 / 関連政策の立案数
- 2) CNCW会合において、女性省 / 関連省庁 / 関連機関との間でジェンダー主流化に関する会合が行われた頻度

(3) 成 果

- 1) ジェンダー情報整備・統計分析に係る能力強化、ジェンダーに配慮した政策の立案・実施・モニタリング・評価等の能力向上により、女性省計画統計局の機能が強化される。
- 2) 女性省と、関連省庁、州女性局、NGO、研究機関等の関連機関の間にネットワークが構築される。

(4) 主な活動

- 1.0 課題別委員会の立ち上げ
 - 1.1 課題別委員会関係者、女性省計画統計局の基礎能力強化(研修計画策定、実施、改善)
 - 1.2 既存ジェンダー情報の整備(ジェンダー・プロフィールの整備・改善・更新)
 - 1.3 ジェンダー統計分析に基づくジェンダー政策策定
 - 1.4 ジェンダー統計分析に基づく政策実施(パイロット事業実施)
 - 1.5 ジェンダー統計分析に基づく政策のモニタリング・評価
2. ジェンダー関係者ネットワーク構築(CNCWの能力強化、女性省計画統計局と課題別委員会の関係強化)

(5) 投 入

1) 日本側：総費用 約4億円

- ・長期専門家：3名(ジェンダー政策、ジェンダー統計、政策実施)
- ・短期専門家：4～5名/年(ジェンダー調査、ジェンダー政策立案、モニタリング・評価システム等)
- ・カウンターパート研修：2～3名/年(ジェンダー統計、ジェンダー政策等)
- ・機材供与等：6,000万円

2) カンボディア側

- ・施設提供、運営維持経費、カウンターパートの配置等

プロジェクト内容については、プロジェクト実施のガイドラインとしてプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)を、プロジェクト実施計画案としてPOを策定し、合意に至った(ミニッツに記載)。

日本人専門家については、いずれかの長期専門家が「チーフアドバイザー」を、またいずれかの長期専門家が「業務調整」を兼ねることとした。

3 - 2 プロジェクト実施体制

カンボディア側は女性省長官がプロジェクト・ダイレクター、同省次官がプロジェクト・マネージャーとして任命された。

日本側はチーフアドバイザーがプロジェクト運営、管理に係る必要なアドバイスを行うこととし、専門家はプロジェクト実施に係る必要な技術指導を行うこととした。

また、プロジェクト活動計画の監督、プロジェクト活動実績のレビューと評価、問題が生じた場合の諮問機関として、合同調整委員会(JCC)を設置することとした。

3 - 3 プロジェクト評価

プロジェクト評価をプロジェクト中間期及びプロジェクト終了前6か月に、日本・カンボディア双方で実施することとした。

3 - 4 プロジェクト実施期間

本協力を2003年4月1日から5年間にわたって実施することとした。

3 - 5 ジェンダー・リソース・センター

事前評価調査にて懸案となっていた「ジェンダー・リソース・センター」の建設に関しては、カ

ンボディア側のフィージビリティが確認されれば、プロジェクト開始後に再度検討を行うこともあり得るとした。

フィージビリティを確認する際の条件として、センター建設の趣旨がプロジェクトのマスタープランの一部と位置づけられること、プロジェクト本体の活動がPOにのっとり順調に進捗すること、1年目の活動成果である、女性省におけるジェンダー統計整備がなされること、センター建設後、カンボディア側のセンター運営・管理等の必要な能力が確認されることをあげた。

カンボディア側からも上記の確認は必要なことであり、プロジェクト活動を実施するなかで、ジェンダー・リソース・センター建設に係るフィージビリティが確認された際、再び本件に係る協議を行いたい旨の発言があり、上記をミニッツに記載することで合意に至った。

第4章 プロジェクト開始後の留意点

4 - 1 ジェンダー・リソース・センター

ジェンダー・リソース・センターの設立支援に関しては、案件形成段階よりカンボディア側から強い要請があったものである。

しかし、本プロジェクトは、「ジェンダーに配慮した政策立案、実施支援」及び「ジェンダー関係者のネットワーク強化」を通じて、カンボディアにおけるジェンダー主流化のメカニズム構築を目的とするものである。また、上記メカニズム構築と同センター設立の有機的関連性、具体的な裨益効果が明確に確認できなかった。加えて、センター建設の前提条件となるカンボディア側のプロジェクト実施能力とセンター運営管理能力が確認できなかったことから、実施協議においては、プロジェクト開始後、検討する可能性を残す形で合意することとした。

本件に関しては、引き続き、カンボディア側からは強い要請があるものと思われるが、ミニッツにて合意した条件をクリアするとともに、「本プロジェクトのフレームワークにおいてセンターを建設するか」という点について、同センター設立の必要性を精査し、センターと本プロジェクト成果の関連を明確にし、関係者とも十分に協議を行い、慎重に検討すべきである。

4 - 2 援助調整

本プロジェクトの実施機関となる女性省には、国連開発計画(UNDP)、アジア開発銀行(ADB)、国際労働機関(ILO)等の国際機関、ドイツ技術協力公社(GTZ)等の各国援助機関、GAD/C等のNGOが各種の協力や支援を行っている。各協力機関の実施内容は必ずしも本案件と直接関係するものではないが、本協力がジェンダー関係者のネットワーク構築をそのフレームワークに含むものであることから、このような協力機関と密接に連携し、積極的に援助協調を図っていくことが肝要である。

4 - 3 政策立案から実施に係るメカニズム

カンボディアでは政策が立案されたあとの実施に係るメカニズム(手続き、フロー等)が確立されておらず、政策立案能力だけでなく、その実施能力についても丁寧な技術移転が必要とされている。本案件は「政策立案 実施 モニタリング 評価」といった一連のメカニズムの構築を目的としたものであることから、そのフローの一部である政策実施能力強化にも十分に配慮したプロジェクト活動を行っていく必要がある。